

重点番号29

マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止(新宿区共同提案)

マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止について

平成28年7月11日

新宿区

1 提案の内容

マイナンバー法^{※1}及び関係法令に基づく通知カードに係る記載事項の変更について、住所変更に係るものについては追記事務を廃止するよう提案する。

2 提案理由

(1) 番号確認において必要性の低い通知カードの記載住所

通知カードは個人番号の通知及び確認のために発行されるものであり、一般的な本人確認書類としては利用できない。^{※2}

また、通知カードによる個人番号の提供を受ける際、当該通知カードの追記欄に最新の住所の記載がなくとも個人番号を確認する書類としては有効とされる^{※3}ことから、通知カード保有者にとって最新住所を追記する必要性が低い。

(2) 通知カードの記載事項変更に係る事務の増大

新宿区では人口流動が激しく、通知カードへの追記を要する住所異動者(転入、転居、国外転出)が年間約6万3千人存在し(平成27年度実績)、このうち国外転出を除く他市区町村からの転入及び新宿区内の転居による住所異動者が年間約5万9千人に上っている。繁忙期においては一日最大約650人(平成28年3月28日実績)の転入、転居があり、これに伴う通知カード記載事項変更の事務が増大している。

また、受付時に通知カードの有無を確認し、通知カードの提出が無かった者へ記載事項変更の手続きの説明を行う等の事務処理も増大している。

(3) 記載事項変更手続きによる住民サービスの低下

マイナンバー法施行後は、通知カードの記載事項変更の事務処理が完了するまでの待ち時間が増大し、住民サービスの低下の大きな要因になっている。

また、住所異動の届出時に通知カードの提出が無かった者については、後日、記載事項変更の手続きのための再来庁を要することとなり、住民の手続きが煩雑化している。

※1 マイナンバー法:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

※2 平成27年8月28日付け府番第286号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
総行住第103号総務省自治行政局住民制度課長 発「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」

※3 内閣官房マイナンバーテクニカルサポート平成28年4月12日回答【ID-10815】

(4) 通知カード記載事項変更のための費用負担

通知カードの記載事項変更に係る事務処理は、第一号法定受託事務の対象外とされており（マイナンバー法第 63 条）、国庫補助が措置されていない。このため、これらの事務処理に係る人件費等は市区町村の負担となっている。

(5) 通知カードの再交付事務の増大

通知カードには有効期限が存在せず、通知カードの追記欄が 5 行しかないことから、追記欄の余白がなくなることによる通知カード再交付事務の増大が見込まれる。特に都市部では人口流動が激しいことから、頻繁な住所変更による再交付事務及び再交付申請手続きに係る住民の手間の増大が見込まれる。

また、追記欄の余白がなくなることによる再交付手数料は無料で住民からは徴収せず、個人番号カード事業費補助金の対象とされていることから、市区町村の負担ではないが国庫負担の増大が見込まれる。

(6) 自治事務としての事務改善

通知カードの記載事項変更に係る事務処理は、第一号法定受託事務の対象外とされ自治事務に位置付けられている。このことから、市区町村に裁量の余地が残され、事務の改善を図ることが許容されているものと考えられる。

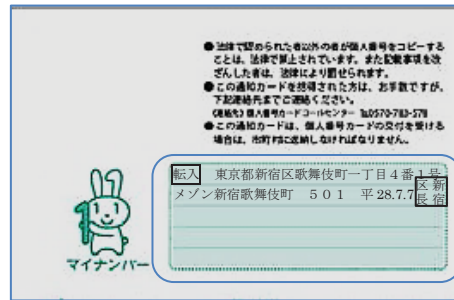
3 対応案

マイナンバー法第 7 条第 4 項及び第 5 項により市区町村長に課している通知カードに係る記載事項変更義務を、住所の変更にあつては廃止する旨改正することを要望する。

※ 4 番号法総務省令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年 11 月 20 日総務省令第 85 号）

4 参考資料

(1) 通知カードの様式



追記欄
(5行)

(2) 関係法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）
<p>(指定及び通知)</p> <p>第7条（略）</p> <p>（略）</p> <p>4 通知カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第22条第1項の規定による届出をする場合には、当該届出と同時に、当該通知カードを市町村長に提出しなければならない。この場合において、市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知カードに係る記載事項の変更その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。</p> <p>5 前項の場合を除くほか、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードに係る記載事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該通知カードを提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第63条 第7条第1項及び第2項、第8条第1項（附則第3条第4項において準用する場合を含む。）、第17条第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）並びに附則第3条第1項から第3項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（抄）
<p>(通知カードに係る記載事項の変更等)</p> <p>第10条 法第7条第4項後段(同条第5項後段により準用する場合を含む。)の総務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 通知カードの追記欄等に変更に係る事項を記載し、これを返還すること。</p> <p>二 (略)</p>

(3) 新宿区の状況

① 住民基本台帳人口（平成28年4月1日現在）

335,510人 (前年同月比：6,723人増)
内訳：日本人296,914人 外国人住民38,596人

② 他市区町村からの転入届及び新宿区内の転居届による住所異動人数（平成27年度実績）

	日本人	外国人住民	計
他市区町村からの転入届 (特例含む)	32,774人	7,606人	40,380人
新宿区内の転居届	12,625人	6,147人	18,772人
計	45,399人	13,753人	59,152人

【特徴】人口流動が激しく、特に外国人住民について傾向が顕著である。

1年間で転入及び転居する割合：日本人→約15.3% 外国人住民→約35.6%
(国外転出、外国人住民の入国、中長期在留者に該当する旨の届出を除く。)

③ 転入、転居届出時における通知カード記載事項変更の取り扱い割合

※平成28年6月のサンプル調査による

	転入届に伴う割合	転居届に伴う割合
届出同時追記	約41%	約25%
通知カード未提出	約44%	約55%
追記対象外※	約15%	約20%

※ 追記対象外：マイナンバーカード取得による返納、通知カード紛失及び未受領の者等、通知カードを有していない者。

④ 転入届及び転居届に伴う通知カード追記事務に係る事務量

【事務量（平均）】

1件あたりの通知カード追記処理所要時間 = 3.5分_a
1年あたりの通知カード追記事務処理件数 = 59,000件_b
1年あたりの通知カード追記処理時間 (a×b) = 206,500分
(3,442時間)_c
必要人員 = c÷労働日数245日÷1日の勤務時間7時間45分
= 1.8人

注) この事務量は、全ての住民から通知カードの提示があり、一年間を通じて平均的な事務量があった場合を想定したものである。

【事務量（繁忙期）】

必要人員 = 3.5分(所要時間)×650件(最大処理件数)÷7時間45分(勤務時間)
= 4.9人

⑤ 通知カードの追記に係る住民からの苦情等

- 転入届又は転居届出時に通知カードの提示が無かった方から、通知カード記載事項変更手続きのためだけに再来庁することについて、面倒であるとの苦情を受けている。
- 通知カードへの追記を手書き及び職印の押印により行ったものについて、通知カード提示先から「通知カード追記欄の内容は本物か」との真正性に関する問い合わせを受けることがある。
- 通知カードの追記欄に、誤って本人が記入してしまうケースが見受けられる。